



# 来週の投資戦略 (8/15-19)

## インフレ問題は終わった？

2022年8月14日

小松 徹

### 注目事項 — 見所

8月15日、4-6月期の実質GDP成長率 — 前期比+0.6%？

8月17日、6月の機械受注（船舶・電力を除く民需） — 前月比+1.3%？

### 株式市場見通し

先週水曜日に米国で7月の消費者物価指数（CPI）が発表され、米国株式市場は大幅高となった。CPI全体では前年比+8.7%、コア指数で+6.1%と予想されていたが、結果はそれぞれ+8.5%、+5.9%と予想を0.2%ポイント下回った。さらに木曜日発表の7月の卸売物価指数（WPI）が前月比0.5%下落。前年比9.8%となったことも株式投資家を強気にしたようだ。連邦準備理事会（FRB）の利上げはこれまでの0.75%から今回は0.5%となり、もうインフレが株式市場に悪影響を及ぼすことはない。この熱がわが国の金曜日の市場に移ったといえよう。日経225が430円高で寄り付いた後に、その日はほとんど押し目なく、300円近く上昇の高値引けとなった。

ところが、米国財務省証券10年物は1週間で0.02%上昇の2.84%となった。債券投資家の目には米国のインフレの先行きは違うように見えるようだ。例えば、7月の米国雇用統計が強く、平均時給も予想の前年比+5.0%を上回る+5.2%となったことが、ほんの3営業日前に発表されたばかりだった。さらに、7月のWPIに関してはコア指数が前月比+0.2%と全体とは違う動きをした。確かに、エネルギーや資源価格などは下がっているが、サービス価格の上昇は収まっていないと慎重に見ているのだろう。

さて、金曜日の東証プライムの中で上昇率20%以上の3銘柄について見ておこう。急騰理由は様々だ。ストップ高となったエン・ジャパン（4849）は自社株買い100億円（発行済み株式総数の11.1%相当）を発表した。4-6月期の経常利益が17%減とアナリスト予想の2.3倍となったことも支援材料となった。そもそも当社は3か月前に今期利益が3分の1になると発表して株価が暴落していた。オイシックス・ラ・大地（3182）の4-6月期経常利益は53%減とアナリスト予想と変わらなかった。予想株価収益率（PE）も30倍と安いとは言えない。ヤマエグループホールディングス（7130）の4-6月期の経常利益が前年比2.1倍となった。様々な業種の企業を買収しており、評価はこれからだろう。

最後に、来週発表される経済指標でわが国のGDP成長率、機械受注以外に注目したのは、水曜日に米国で発表の前回の連邦公開市場委員会（FOMC）議事要旨と木曜日に欧州で発表の7月のCPIだろう。欧州のCPI問題はこれからが大変になる。先週ソフトバンクグループ（9984）の孫会長が会見で企業買収しないだけでなく、現在保有の企業を売却すると表明した。仕事なくなるから、人員整理は当然ということになる。世界の株式市場に資金が流入するとの見方はやや楽観的に見える。

### KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

（注）ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。